

中小企業の活性化に関する条例の制定について

～市民の皆様の御意見を募集します～

川崎の中小企業は、事業所数の99.6%、従業者数の76.9%など市内の大半を占め、地域社会に欠かせない存在であるとともに、新たなサービスの創造や新事業創出など地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献しています。

本市において、こうした中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、中小企業の活性化に関する条例の制定に向けた検討を行ってまいりました。

このたび、基本となる考え方がまとまりましたので、次のとおり市民の皆様からの御意見を募集いたします。

1 条例の制定時期

平成28年4月1日（予定）

2 制定する条例

「(仮称)川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」

3 意見の募集期間

平成27年9月10日（木）から平成27年10月9日（金）まで

※郵送の場合、10月9日必着とします。

※持参の場合、土日祝日を除く8時30分から12時、13時から17時15分の時間帯でお持ちください。

4 資料の閲覧場所

川崎市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）、各区役所（市政資料コーナー）、川崎市ホームページ「意見公募（パブリックコメント）」からご覧いただけます。

5 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参のいずれかでお寄せください。

*意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（法人または団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」、「連絡先（電話番号、FAX番号、住所及びメールアドレス）」を明記してください。なお、氏名・連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるために記載をお願いするものです。

*電子メールの場合は、川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、案内に従って専用フォームを御利用ください。

6 注意事項

*お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので、御了承ください。なお、市の考え方を、後日市ホームページで公表いたします。

*お知らせいただいた個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。御意見等の概要を公表する際に、個人情報を公開することはありません。

*電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

7 問合せ先・意見提出先

川崎市経済労働局産業政策部企画課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階

電話：044-200-2332、FAX：044-200-3920